

【藤原不比等肖像画】



「藤原不比等肖像画」[一条兼良筆、談山神社蔵(桜井市多武峰 319)]

中臣鎌足(藤原鎌足)の次男(658 年誕生)

第 42 代文武天皇在位中、持統太上天皇や藤原不比等らの力により、大宝律令が制定(701 年)された。

鮮やかな色は、岩絵具の高い耐久性と談山神社の良好な保存環境によるものである。